

目次

感染症（疫病）の歴史と神社……………	2
令和二年度教養研修会報告……………	5
令和二年度ミニ講座「神社実務研修会」報告……………	7
神社庁新嘗祭……………	8
神社庁祈年祭……………	9
神殿鎮座記念祭……………	9
神社庁新任職員挨拶……………	10
敬神功労章制度のご案内……………	10
庁務日誌抄……………	11
「宗教法人 埼玉県神社庁」設立完了のお知らせ……………	12



第236号

発行 埼玉県神社庁
さいたま市大宮区高鼻町1-447-1
電話048(643)3542

編集 庁報室

印刷 ㈱アサヒコミュニケーションズ



秩父神社「御田植祭」 令和3年4月4日

感染症(疫病)の歴史と神社

藤 本 頼 生

昨年一月末から新型コロナウイルス感染症(Covid-19)が国内で感染拡大してから一年余を経た。この間、政府から緊急事態宣言が発せられたことや、感染防止の要件である「三つの密」を避けるため、埼玉県神社庁で率先して医療関係者を招いて、管内神社における種々の感染症拡大防止のための方針や施策を行ったことが、マスメディアにも取り上げられ、神社本庁や他県の神社庁にも大きな影響を及ぼすに至ったことは、庁報をご覧の方々に御存知の通りであろうと思う。それゆえ、今回の埼玉県神社庁や管内神社での感染防止の対応は今後も他の感染症の感染拡大の折にも前例となつてゆくものと考えられるが、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、斯界においても年末から年初の「幸先詣」に象徴されるように、年末年始における分散参拝の対応や、通信祈祷の問題、神符・守札の授与の在り方を初めとして、神道教学的にも様々な問題を再考すべき機会となり、神社信仰および神社の尊厳護持のための教学的対応、自己規制が早急に求められているのも事実である。

わが国は、そもそも古代から地震や津波、台風による風水害などの自然災害の発生とともに、天然痘やコレラ等、様々な感染症の流行にも度々悩まされ

続けてきた。例えば、はしかは、平安時代に「赤斑瘡／赤瘡(あかもがさ)」などと呼ばれ、『榮花物語』によれば、長徳四(九九八)年に流行したことが記されている。建長八(一二五六)年には、鎌倉で大流行し、執権北条時頼も感染、将軍藤原頼嗣、問注所執事の三善康連が逝去した。江戸時代にも五代將軍の徳川綱吉がはしかとの合併症で逝去したことが知られている。

風疹についても鎌倉時代に成立した歴史書『吾妻鏡』に「三日病」との記載があり、室町時代の応永十五(一四〇八)年から寛正四(一四六三)年にかけて流行、江戸時代の安永八(一七七九)年には、全国的流行となつて死者は十数万人におよんだ。また、天保六(一八三五)年にも同じく大流行し、これは翌年の天保の大飢饉の一因になったとも考えられている。

インフルエンザについても病名自体は、イタリアで一五〇四年に名付けられたものであるが、紀元前四一二年頃に既に流行していた病であるという説もある(石弘之『感染症の世界史』)。我が国では、貞観四(八六二)年頃にインフルエンザとみられる病が近畿地方で発生していたと考えられており(内務省衛生局編『流行性感冒』)、江戸時代には、幾度と

なく全国的に流行して「お七かぜ」「谷風」「お駒風」などと呼ばれていた。また、近代日本では、インフルエンザのことを「流行性感冒」「流感」などと呼称していたことが知られる。

疫病と神社との関係については、崇神天皇の御代に、大物主大神を大田田根子によって祀らせたことによつて疫病が終息したとされる『日本書紀』の記述が著名であるが、これ以外にも人々は疫病が流行する都度、神仏に疫病退散の祈りを捧げ、その御加護を戴いてきた。加えて様々な疫病の流行は、各地に疫病退散、無病息災を願う祭礼や神事をも生み出してきた。関東でも、江戸時代以降、種々の疫病の流行に由来して、氏子らが「藁蛇」と呼ばれる藁で作った大蛇を奉納するほか、氏子区域内を練り歩いて無病息災、防疫を祈願する祭礼が各地に残されている。一例を挙げれば、東京都世田谷区の奥沢神社の「大蛇祭り」や横浜市港北区新羽町の杉山神社の「注連引百万遍の藁蛇」などである。

今回のコロナ禍においても、福島県の伊佐須美神社のように、明治五年頃の旧社家文書を繙き、一四八年ぶりに「疫神斎」神事を復活した社もあり、京都の八坂神社のようにコレラが流行した明治十(一八七七)年、スペイン風邪が流行した大正七(一九一八)年の折にも斎行した疫病退散の特別神事を、コロナ禍の早期終息祈願として昨年四月八日、五月二十日に斎行したような事例も見られた。八坂神社では、蘇民将来を祀る疫神社の存在もコロナ禍であらためてクローズアップされるに至っている。

また、昨年四月に発せられた一回目の緊急事態宣言の際には、それぞれの社の祭神や由緒に因む形で防疫祈祷の護符を頒布する社もみられたほか、アマビエの護符を臨時に奉製したような社などもあったが、これらはいずれも疫病にかかる何らかの故事や逸話を繙きながら、コロナ禍で沈む人々の気持ちに寄り添うことで、社頭に祈願を捧げる人々の不安を少しでも取り除こうとする個々の神社の尽力が垣間見られたものと考ええる。

全国の各神社では、コロナ禍の早期終息の神事が行われた一方で、各地で毎年、斎行されてきた疫病退散、無病息災を祈願する祭礼もいわゆる「三密」を避けるために、昨年はやむなく延期、中止となり神社の拝殿内で僅かな神社役員や総代のみの参列で祭祀が行われるに至ったケースも多くみられた。各地の著名な祭礼も中止や縮小が打ち出され、神事を行い、人々が集うことで地域の人々の紐帯となるはずの祭礼そのものが斎行できないジレンマとなるのみならず、コロナ禍での外出自粛による年間の参拝者や祈祷の減少は今後、神社の組織運営や経営そのものにじわじわと影響をもたらしていくことも予想される。

次に神社と感染症との関連を考える上での参考として、時代をやや遡って近代の先人たちの取り組みを紹介しておきたい。

近代において大流行し、多くの人々に感染被害をもたらした感染症の一つとしてコレラが挙げられる。コレラが我が国で流行したのは、文政五（一八二二）

年に朝鮮半島から対馬経由で下関へと持ち込まれたのが最初とされる。その後、安政五（一八五八）年にペリー艦隊の一隻であるミシシッピ号にコレラ感染した乗組員がおり、長崎に寄港した際、市中に感染、江戸まで飛び火して三万人ともいわれる死者が発生した。明治期に入ってから明治十（一八七七）年に国内で大流行がみられ、以後、明治十八（一八八五）～十九（一八八六）年、二十三（一八九〇）～二十四（一八九一）年、二十八（一八九五）年、三十五（一九〇二）年に至るまで、大流行が見られた。このコレラ感染防止への対応から、政府は明治三十年に法律第三十六号で伝染病予防法を制定するに至った。同法では、コレラ、赤痢、腸チフス、疱瘡、ジフテリア、ペストなど八種類の予防と取扱いが規定、衛生委員の制度も設けられるなどし、「コロリ」と恐れられたコレラも明治後期には徐々に収束することとなった。

この明治期のコレラの流行は、神社においても信仰面に影響が見られた。一例としては「虎狼痢（虎列刺）」と漢字での当て字がなされていたことから、「狼は虎よりも強い」という言説が流布し、例えば、中国地方では、ミサキ信仰の關係から狼を神使とする船上山神社や木野山神社にコレラ除けの神社としての信仰が付加されたことが挙げられる。木野山神社の本社（岡山県高梁市）では、医薬の神を祀る社ではないにもかかわらず、神使の狼に塩を奉納する信仰があったことから、同社にコレラ除けの民間信仰が付加されるようになり、コレラが中国地方に流

行した明治十二年以降に、岡山県内をはじめ、鳥根や鳥取両県など中国地方を中心に同社が多く勧請されるに至ったと考えられている（喜多村理子「明治期における伝染病の大流行と民間信仰」『松江市歴史叢書7（松江市史研究第5号）』）。

しかしながら、木野山神社に防疫祈願の参詣者が相次ぎ、感染拡大を恐れた岡山県から、同社への多人数の参拝を禁ずる通達が出されるに至った。この点は現在の新型コロナウイルスの感染拡大で各都道府県が参詣時の密集の回避を告知した点と類似している。

コレラに関しては、大流行したのが明治期で医療も現在のように近代化したものではなかったことから、医療と信仰とが完全に分化しておらず、政府が感染予防のため、衛生面での倫理道德の説諭にも頼ろうとする面が見られた。そのため、社寺への祈祷や防疫信仰との関連から、内務省では、神職および僧侶の教導職を用いて、コレラ予防のために一般人々に説論を行うための指導書である『虎列刺豫防論解』（明治十三年）を社寺局と衛生局の共編で社寺局より出版したのである。同書では、①空気、②飲み水、③飲食、④他人との交遊という感染症対策の基本要件が記される一方、神仏への信心を為すことは殊勝であるが、医薬に頼らず、徒に神仏に疫病の回復を祈るのではなく、「天然の道理」に従い、疫病罹患の原因を取り除き、一定の常則に基づいて病の治癒に尽力せねば、神仏の加護をいくら願ってもその御利益は得られないとした点が特徴である。

その後我が国では、大正七（一九一八）年、大

批判を浴びている。

正十（一九二一）年にかけて、いわゆる「スペイン風邪」の流行を経験しており、国内（台湾や樺太などを除く）で約三十八万五千人（一説では四十五万人とも）の死者を出すに至った。これは自然災害である関東大震災の約十四万人を超える死者数である。スペイン風邪については、政府の公衆衛生行政を司る内務省衛生局（現在の厚生労働省）によって『流行性感冒』という報告書が編まれている。同書は、国内での流行の詳細を記した政府側の報告書である。内務省は、当時のアメリカで取られていた「社会的距離（ソーシャルディスタンス）」政策に呼応せず、小橋一太内務次官の指示（『流行性感冒ノ予防二関スル件』大正九年一月十四日）にもマスクとうがい、予防接種（当時のワクチンには医学的にみて全く効果がなかったとされる）を奨励するのみであった。『予防注射で宿のなくなる風の神』、「日光の直射と医者の注射には疫病神も負けてくしゃくしゃ」などと題したマスク着用やうがい、予防接種、罹患者の隔離を呼びかける十種類程度のポスターなどが街頭に掲示され、衛生局の標語小札などが配布され、警視庁でも新聞を通じて感染予防の呼びかけを行ったが、こうした政府や関係官庁の対応は極めて杜撰なものであった。結果として各学校は休校を余儀なくされ、工場も休業続出、軍隊も面会禁止、治療にあたる医師も多数スペイン風邪に罹患といった状況に陥ることとなった（『作州からみた明治百年 上』）。それゆえ、後世に至っても当時の行政対応は識者からの

先に掲げた『流行性感冒』には、内務大臣名で各府県宛に内務省訓令第一号（大正十年一月六日）として示した「流行性感冒の予防要項」が記載されている。要項には流感予防の方法として、伝染経路の遮断や患者の隔離、集会、集合の制限、消毒、嗽、予防接種、一般衛生などが掲げられている。神社に関わる事項としては、集会、集合の制限による感染予防の一つとして「祭礼、祝賀会、法会、葬式等に於ける多人数の集合はなるべく之を避くること」とあり、一般衛生上の予防の方法にも「多衆集合の場所に立入るを差控ふる」と記されている。つまり、内務省衛生局の示したこの予防要項の方策は、現在のコロナ禍での三密を避けるために示されている予防施策にも通ずるものがある。実際には、マスクの着用率も低い上にその性能も低く、医療・衛生にかかわる用具・インフラも全く現在とは異なる上に今回のような緊急事態宣言のような施策も無いため、単純に比較することはできないが、外出の自粛など感染症への基本的な対処は、百年経過しても変わらぬものがあるといえよう。

スペイン風邪の流行は、竹田宮恒久王の薨去や建築家の辰野金吾、演出家の島村抱月などの著名人が死去し、世間を揺るがすものであった。それゆえ一般の人々の日記などの罹患闘病の記録も残存している。当時の神職らもこのスペイン風邪の予防のため、社頭での密集を避けるべく現在のコロナ禍と同様の苦しみを味わっていた可能性もある。

また、神社界の動きに関しては、各府県の神職会報の一部（青森県や岡山県）に管内神職が寄稿した流行性感冒の除疫祭祝詞等が掲載されており、僅かながらも流感への除疫祈祷の内容を窺い知ることができる。先に述べた内務省から衛生・感染予防、医療に関する訓令（予防要項）が出されるなか、専門的な感染症にかかる医療知識が無い神職が、スペイン風邪にかかる社頭対応の施策を、内務省訓令の予防要項とも相俟ってどのように対応を取ろうとしていたのか。その点では、各神社に残されている大正期の社務日誌などの一次史料を繙き、当時の初詣事情など社頭の参集状況をより明確化し、発信していく必要があるのではないかと考えている。

我が国は生活習慣として、欧米のようなハグやキスの文化ではなく、剣道などの武道などにもみられるように、「間合い」を大事にし、人と人との一定の距離を取る礼儀の文化を持つ。また、清浄を重んじ、手洗いやうがいをする禊、手水の文化もある。加えて家に入れば靴を脱ぎ「内」と「外」を峻別するゾーニングの文化を育んできた（磯田道史『感染症の日本史』）。そうした儀礼文化の究極にあるのが、宮中祭祀の「次」と「清」のしきたりである。穢を忌避し、清浄を求めるとともに神々の祟りを逃れるべく疫神を祀り、感染症と共生しながら罹患の原因を取り除き、治療のための次なる一手を打つという我が国の感染症対策の歴史的経緯や、防疫にかかる知恵、儀礼文化に我々が学ぶことはまだまだ沢山あると考える。

（國學院大學准教授）

令和二年度教養研修会報告

大澤 佳 広

三月十一日に令和二年度「教養研修会」を県内外から四十三名が参加し、オンラインにより開催しました。

コロナ禍において感染リスク回避のため、EC（インターネットを介した売買）利用や実店舗での非接触型の決済、いわゆるキャッシュレス決済（以下、特別の事由が無い限り単にキャッシュレス）の普及が加速しました。この間、社寺の中にもキャッシュレスを導入する事例が見受けられるようになり、斯界に於いても看過出来ない様相になりつつあります。

キャッシュレスについて京都仏教会では、いち早く異を唱え、神社本庁も導入に当たっては、慎重姿勢を崩しておりません。その問題点を整理、理解する必要があると考え、主題を「民俗学と神道教学の見地から考えるキャッシュレス決済」とさせていただきます。

当日は、國學院大學大学院客員教授の新谷尚紀先生、神社本庁参事・総合研究部長の浅山雅司先生を講師にお招きしました。

第一講は新谷先生より「お賽銭と初穂料の歴史と意義」につ

いて民俗学の観点から講義を頂きました。新谷先生は賽銭と初穂は共に米を起源とするものの、その意味は似て異なるものであるとし以下のように話されました。

初穂は律令制下に於ける宮中祭祀と神社祭祀とを次のような過程を経て密接に結びつけるものである。

①皇祖神と天皇の霊力（豊作をもたらす力）が込められた御年（種初）が神祇官を通じて諸国より参集した祝部へ班給される。

②祝部は自国の有力神社の祈年祭に御年を供え豊作を祈念する。

③民は御年を田に蒔き生産に励み、絶大なる霊力の加護により豊かな収穫を得る。

④民は神々の加護への感謝、また皇祖神と天皇の霊力への感謝のしるしとして収穫物の一部を初穂として納める。

⑤毎年の新鮮な初穂が新嘗祭の嘗物として捧げられ、改めて霊力が込められる。なお、収穫感謝のための神への新穀（初穂）の奉納は、租税制度の基礎的概念にも影響を与えた。

賽銭の起源は散供・散米で、米に依りくる地霊、邪霊への乞ひ（施し）であったが、やがて悪霊や邪気を祓うものとなり、形態も金銭に変容した。その意味で賽銭は己の穢が附着した金銭を奉納し、身を浄化する装置と位置付けられる。

その他、稲作は重労働の割に実りが少ないことから伝来当初から中々定着が進まず、九州北部から南関東地域に伝播するまでに六〇〇年以上を費やしたと。古墳は稲作が伝播した地域にしか存在しないこと。貨幣の起源であるコヤスガイは生死両界で通用すると考えられていたことから、貨幣も当初から生死両界に通用すると考えられていたこと。従って貨幣には死の力と生の力が宿り、





生の力こそカミであると考えられたこと。硬貨の一部にある中央の穴はコヤスガイの形態の名残など興味深いお話をされました。

昼食休憩の後、第二講は、浅山先生より「神社におけるキャッシュレス決済について―神道教学に基づいて―」と題した講義を頂き、以下のように話されました。

キャッシュレスを考える上での教学とは、実践神学を指し、実践神学とは「現代の諸問題に、いかに原理を逸脱せず対応するか」ということである。元来神学とは、護教学でもあり、神学の放棄は信仰の放棄である。キャッシュレスにおける神学的課題は、このような行為による神符守札の授受を信仰の行為と捉えられるのである。

現状では神社本庁令和二年十月二十日付の通達同様導入は慎重にすべきと考える。これは将来的にキャッシュレスに舵を切ることになったとしても、問題が山積している現状に於いては、拙速に導入するべきではないという意味である。キャッシュレスの問題は、第一に喜捨金としての性格に混乱が生じる恐れがあることである。例えば、初穂料にポイントが利用されたり、手数料の発生による喜捨金の減額入金が初穂料の値引きと捉えられる恐れがある。

第二に神符守札の「オンライン通販」に繋がる恐れがある。神社が神符守札をネット販売に供することは、「特定商取引法」の適用を受け、場合によっては処罰の対象となり得るものである。

受講者は今一度「神社神道」とは何かを考えて欲しいとお話されました。小休止後の班別討議では、事前に記入していただいたアンケートを基に、自社でのキャッシュレス導入の有無の他、オンライン祈祷や御朱印の郵送対応といった、コロナ禍に於ける新しい動きに対してどのように思うか意見交換をし、

その後、各班より討議で出された意見を発表しました。

御朱印の郵送対応に関しては、御朱印は参拝した証であるので郵送対応は好ましくない。物販と同列に見做され、課税対象となる危険性がある。といった否定的な意見が多くを占めていたと思います。一方で、氏子外からの広域的な信仰や崇敬に繋がり、新しい崇敬の形として広がって欲しい。参拝者の気持ちに寄り添うことも必要だ。などの肯定的な意見も挙げられました。また、コロナ禍での時限的措置の他、身体的な問題を抱える方へのみ特例的に行っているといった意見も出されました。このような多種多様な意見は受講者にとって、物事を多面的に考える契機になったのではないだろうか。

後日、修了基準（レポート提出）を満たした受講者には一日の研修歴が付与され、神社庁より修了証が送付されました。

結びに、当班では今後とも県内神職の皆様にとって有益な研修会を企画実施してまいりたいと考えております。

（教化委員会研修部班長）



令和二年度ミニ講座

「神社実務研修会」報告

大澤 佳広

二月十九日に令和二年度ミニ講座「神社実務研修会」を県内外から五十一名が参加し、オンラインにより開催しました。

本年度の教養研修会に於いて「キャッシュレス決済」を題材とすることから、その基礎的な内容を学ぶため、教養研修会の前段としてミニ講座を実施する運びとなりました。

当日は、「キャッシュレス決済のいろは」と題し、武蔵野銀行営業統括部フィンテック推進室より野崎孝正先生、みずほ銀行デジタルイノベーション部より野口雅矢先生をお招きしました。

第一講は、野崎先生より①政府が推進する理由 ②サービスの種類 ③リスクとセキュリティ対策についての話があり、①については、一つ目に少子化による将来の労働力減少に備えた省力決済インフラの必要性。二つ目に諸外国と比べて、我が国のキャッシュレス利用率が大きく後れを取っている。と話されました。

①の一つ目、省力決済インフラの必要性については、我が国の労働力人口が四十年後に現在の四割程度にまで落ち込むとの予想もあり生産力の低下が懸念されている。また、現金決済維持に年間約一兆円を超えるコストが

発生し、コスト削減のため期待されている。とのことでした。

①の二つ目、諸外国との比較については、主要各国が軒並四〇～六〇％台であるのに対し、日本のキャッシュレス利用率は二六・八％（令和元年時点）であるとのことでした。我が国は治安が良く現金への信用度が非常に高い上に、随所にＡＴＭが設置され、利便性が高いためキャッシュレスの必要性を感じ難いようです。しかし、我が国は観光立国を目指しており、外国人観光客を誘致しているにも関わらず小売店などの対応率が低いままでは支払時に混乱を生じさせる恐れがあります。そこで政府は令和七年（二〇二五）までに国内のキャッシュレス比率を四〇％にすることを目標とし、官民一体となって様々なキャンペーンを打ち出しました。政府はこうしたキャンペーンを通して導入を推進し、外国人観光客のインバウンド需要の底上げに繋がりたいと考えている。と話されました。

②キャッシュレスサービスの種類については、クレジットカード、デビットカード、交通系ＩＣカードといった電子マネー、スマートフォンな





どを利用したQR決済などいくつかの種類があり、それぞれの仕組みや支払方法、処理の速さ初期費用などについて比較して話されました。

③リスクとセキュリティ対策では、実際の事例を挙げて話されました。

小休止を挟み、第二講前半は引き続き野崎先生から神社におけるキャッシュレスとして、まず宗教界に於ける賛否両論とキャッシュレスを導入している社寺の事例。次に、各種決済事業者のサービス提供範囲の相違（お賽銭への利用の可否など）について話されました。

後半は野口先生より、みずほ銀行が全国の金融機関と提携し、サービスを提供しているJ-Coin Payの仕組みや利用方法などについて話されました。その中で銀行の預金口座からスマートフォンへのチャージや口座への返金、家族や友人間の送金など無料かつ制限無く行えるサービスを端末を用いながら話されました。J-Coin Payは、金融機関によるサービスの為銀行法に準拠し、事業者が破綻した際にも対応が早く、お賽銭やお布施などお持ちの金額にも利用出来るとのことでした。この点について他の事業者の準拠が資金決済法である場合、破綻の際の手續に半年程度を要し、かつサービスの範囲も価格の決まっているものに限られることが多いと話されました。

その後の質疑応答では、受講者からの様々な質問に対して先生方から丁寧に回答いただき、定刻を迎えたところでミニ講座「神社実務研修会」を閉講しました。

(教化委員会研修部班長)

埼玉県神社庁新嘗祭

新嘗祭は十二月十一日午後三時より神殿にて斎行されました。さきたま支部の奉仕にて、中山高嶺庁長が参列者を代表して玉串を奉りて拝礼、参列した小林一朗・高麗文康両副庁長及び職員が合わせて拝礼し、五穀豊穡への感謝の祈りが捧げられました。

新嘗祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり
時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり
次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く

次に修祓

次に斎主一拝

次に斎主御扉を開き畢りて側に候す

次に祭員神饌を供す

次に斎主祝詞を奏す

次に斎主玉串を奉りて拝礼

次に参列者代表玉串を奉りて拝礼 祭員列拝
神職列拝

次に祭員神饌を撤す

次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す

次に斎主一拝

次に直会

【奉仕員】

斎主	鷲宮神社権禰宜	中西	知正
副斎主	水川欽神社宮司	橋本	充臣
祭員	大神社宮司	関口	公樹
祭員	三ツ木神社宮司	内ヶ嶋	一彦
祭員	諏訪神社宮司	高柳	圭



埼玉県神社庁祈年祭

祈年祭は二月二十六日午後二時より神殿にて斎行されました。埼玉東支部の奉仕にて、恩田栄治支部長が斎主を務め、中山高嶺庁長が代表して玉串を奉りて拝礼、参列した小林一朗・高麗文康両副庁長及び職員が合わせて拝礼し、本年の五穀の豊穰と国家安泰の祈りが捧げられました。祭典終了後は、午後三時より役員会が神社庁及びWEB会議を併用して開催されました。

祈年祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり

時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり

次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く

次に修祓

次に斎主一拝

次に斎主御扉を開き畢りて側に候す

次に祭員神饌を供す

次に斎主祝詞を奏す

次に斎主玉串を奉りて拝礼

次に参列者代表玉串を奉りて拝礼 祭員列拝

次に祭員神饌を撤す

次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す

次に斎主一拝

次に直会

【奉仕員】

斎主	八幡神社宮司	恩田	栄治
副斎主	彦江神社宮司	鈴木	重臣
祭員	第六天神社宮司	高梨	佳樹
祭員	氷川神社欄宜	恩田	宏典
祭員	香取神社欄宜	小林	充

埼玉県神社庁神殿鎮座記念祭

神殿鎮座記念祭は、三月二十六日午後一時より神殿にて斎行されました。斎主を小林一朗副庁長、副斎主以下祭員は秩父支部が奉仕しました。本年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、参列者は、正副庁長、協議員会議長、神職身分昇級者のみとし、中山高嶺庁長が代表して玉串を奉りて拝礼、参列者は列拝し、県内神社及び関係者へのご加護に対する感謝の祈りが捧げられました。祭典終了後、引き続き神職身分昇級者認定証伝達式が行われました。また、午後三時三十分より協議員会並びに神政連代議員会が「清水園」にて行われました。

神殿鎮座記念祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり

時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり

次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く

次に修祓

次に斎主一拝

次に斎主御扉を開き畢りて側に候す

次に祭員神饌を供す

次に斎主祝詞を奏す

次に斎主玉串を奉りて拝礼

次に参列者代表玉串を奉りて拝礼 祭員列拝

次に祭員神饌を撤す

次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す

次に斎主一拝

次に直会

【奉仕員】

斎主	埼玉県神社庁副庁長	小林	一朗
副斎主	秩父神社欄宜	大澤	孝
祭員	秩父神社権欄宜	浅見	知史
祭員	三峰神社権欄宜	山中	俊宣
祭員	寶登山神社権欄宜	田島	真希



神社庁新任職員挨拶

鈴木敬臣



令和三年四月一日
付にて埼玉県神社庁
録事を拝命致しまし
た鈴木敬臣と申しま
す。平成元年生まれ
の三十二歳です。平

成二十三年に國學院大學神道文化学部を卒業し、掌
典職に四年、石神井氷川神社に六年と、十年間神明
奉仕をしておりました。この度、生まれ育った加須
市花崎の鷲宮神社禰宜に任ぜられ、ご縁を頂き兼務
として埼玉県神社庁にてご奉仕致しております。

これまでの十年間の経験の中で特に印象に残って
いることは「常識にこそ疑問をもて」という言葉で
す。この言葉を受け、常に考えを持って行動する大
切さを学びました。日々の奉仕では「神様のご満足
とは何なのか」「神職とはどうあるべきなのか」な
どと考えております。これらの問いにはまだまだ答
えが見つかりませんが、いつか見出せるように神明
奉仕に励んで行きたいと思っております。

また、神社庁職員としてまずは名前を覚えて頂け
るよう励んでいきたいと思っております。担当事務は主に
教化と広報となりました。各行事や委員会等で事務
方として準備、同席致しますので宜しく願ひ申し
上げます。まだまだ慣れず至らない点あるかとは存
じますが、諸先輩方のご指導・ご鞭撻を頂き、庁務に
励んでまいります。

敬神功労章制度のご案内

敬神功労章について

敬神功労章授与規程第一条に「神宮及び神社の役
員及び総代その他の氏子崇敬者にして特にその功績
顕著なる者には、(中略)統理に於てその功績を顕
彰し、敬神功労章を授与する。」とあり、役員・総
代は勿論、当該神社を崇敬される方々総てを対象と
している事が規定されております。

第二条には、敬神功労章の種別が定められており、
上位から特別功労章(金章)・功労章(銀章)・有功
章(七宝章)の三等級となっております。

また本章の授与式は、神社本庁神殿に於て執行
われ、当日は功績状を副えて授与されます。

敬神功労章の内申について

本制度は毎年二回、三月と九月に、各都道府県神
社庁長の内申に依り、選考委員会を開催して審査を
行なっておりますので、候補者の内申は期日までに
提出願ひます。

各章の内申については「敬神功労章授与規程細
則」第四条に該当者の調査基準が設けられており、
夫々要約すると、次の通りです。

●特別功労章

功労章を授与された方の内、表彰規程第三条第三
号又は第四号後段の規定(所謂神職以外の方を対象
とした規程表彰のこと)により表彰を受け、齢古希
を過ぎ、以下の何れかに該当する方

イ、役員は十五年、総代は二十年以上在職し顕著
な功績が有る方

ロ、氏子崇敬者の範たる功績が有り、イに準じる
功績が有ると認められる方

●功労章

有功章を授与された方の内、齢還暦を過ぎ、以下
の何れかに該当する方

イ、役員は十年、総代は十五年以上在籍し功績多
大なる方

ロ、社殿・境内の整備等の事業に功績が有り、イ
に準じる功績が有ると認められる方

ハ、教化活動及び神事、行事等十五年以上に亘り
奉仕され、イに準じる功績が有ると認められる方

●有功章

全国神社総代会の表彰、神社本庁記念表彰及び都
道府県神社庁又は同総代会の表彰(記念表彰を含
む)の以上の表彰を受け、以下の何れかに該当す
る方

イ、役員は五年、総代は七年以上在職する方

ロ、神社の事業、教化活動等に十年以上奉仕され
功績顕著な方

ハ、日参十年以上、清掃奉仕五年以上を続け、又
はこれに類する行為があつた崇敬篤い方

ニ、金五千万円以上の浄財、又はこれに相当する
工作物、境内地等の寄付をした方

原則として有功章の受章には総代会或は神社庁、
神社本庁の表彰を受けていることが前提となり、ま
た、特別功労章・功労章の受章には夫々下級(功労
章・有功章)の受章が前提とされておりますことは
ご留意願ひます。

埼玉県神社庁への内申について

各支部から神社庁への内申は、調書及び履歴書に
費用を添えて、定められた期日までに提出願ひます。

[illegible]

「宗教法人 埼玉県神社庁」設立完了のお知らせ

埼玉県神社庁 庁長 中山 高 嶺

埼玉県神社庁は、神社本庁の各都道府県への出先機関として、昭和二十一年三月五日に、事務所を大宮市(現さいたま市大宮区)の氷川神社社務所内に置く事とし、設立されました。

その後、昭和三十六年の設立十五周年記念大会において「埼玉県神社社会館」建設の宣言が満場一致を以て可決され、昭和三十七年に旧庁舎である「埼玉県神社社会館」が竣工しました。

しかし、平成を迎えた頃には、施設の老朽化及び庁務の増大など新庁舎新築の必要性が強く要望され、管内神社並びに神職の皆様のご協賛により、平成二十九年に新庁舎が竣工致しました。

さらに、当庁の長年の懸案事項であった宗教法人化について、三年間の宗教活動報告を経て、本年一月十四日付にて埼玉県より認証され、一月二十七日に登記が完了しました。

新庁舎竣工以来、神殿では日々祭典も斎行されております。宗教法人としてまだまだ未熟な部分もありますが、先ず一步踏み出すことが出来ました事をご報告申し上げます。

